

### 公平な納税のために滞納処分(差し押さえなど)を行います

市税や国民健康保険税に納め忘れないか、もう一度ご確認をお願いします。

取り立てた現金を未納税に充てます。

#### ▼不動産の差し押さえ

登記簿調査を行い、土地や建物の差し押さえのために、法務局へ差押登記の登録を嘱託します。差押登記後に、抵当権者(金融機関や住宅金融支援機構等)等に差し押さえを行ったことを通知します。

※地方税法では督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、財産を差し押さえなければならないと規定されています

▼預貯金の差し押さえ  
金融機関への預貯金調査を実施後に差し押さえを行い、滞納処分を行います。

#### 〈差押状況〉

平成25年度 255件  
平成26年度 383件

### 廃食用油のリサイクルにご協力を

家庭で使用された食用油の回収を行っています。

▼回収時間 8時30分～17時  
※年末年始を除く

#### ▼回収場所

- ・市役所 玄関ロビー
- ※(土)・(日)・祝日は当直室前
- ・中部コミュニティセンター
- ・白里出張所 玄関
- ※中部コミュニティセンターは、施設休館日は利用できません

▼回収方法 各施設の回収箱に、キャップをよく締めてペットボトルに入れたまま出して下さい。

▼回収できる油 植物油 ※使用済みの油は、一度こしてからお持ちください

※エンジンオイルや事業系の油は回収できません  
◎地域づくり環境対策班 ☎(70)0386



### 納められない人は早めの納税相談を

病气や失業・事業不振等の理由で、納めたくても納められない人もいます。このよう方には早めの納税相談をお勧めします。市では随時納税相談を受け付けていますので、滞納が増え続ける前に相談ください。相談いただけないと生活状況の把握ができず、やむなく差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

#### ◆納税に自主納付を

納税は自主納付が原則です。市では自主的に申告・納税をする自主納税を推進するため、口座振替の推奨や休日納税窓口の開設をしています。

#### ▼休日納税窓口 毎月最終日曜日(9時～15時)

☎(70)0323

### 太陽光発電設備等に係る固定資産税(償却資産)に関するお知らせ

地上に限らず、家屋の屋根や屋上スペース等に太陽光発電設備を設置した場合や、太陽光パネル付きの戸建て住宅を購入した場合も、固定資産税(家屋もしくは償却資産)の課税対象となる場合があります。

太陽光パネルを架台に乗せて屋根に設置している場合は、償却資産として課税対象となります。償却資産に該当する場合は、自身で申告する必要があります。

家屋の屋根材として設置された建材型太陽光パネルについては、家屋として課税対象となりますが、建材型太陽光パネル以外で、10kw以上の

所有する太陽光発電設備が固定資産税(償却資産)に該当するか判断が困難な場合や、不明な点がありましたら、問い合わせください。

☎(70)0322

### 軽自動車税納税通知書の発送・減免制度

#### ◆平成27年度納税通知書の発送

軽自動車税の納税通知書を5月中旬に発送します。納期限は6月1日(月)です。

#### ◆減免制度

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者等が納税義務者となり、年税額を納めていただきます。

障害のある方(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方)が使用する軽自動車等で一定の要件に該当する場合、または障害のある方のために利用する構造である軽自動車については、軽自動車税の減免を受けられる制度があります。

※軽自動車等を譲渡や廃車したときや住所を変更したときなど、登録内容に変更があった

※軽自動車等を譲渡や廃車したときや住所を変更したときなど、登録内容に変更があった

### 軽自動車税の税率(年税額)が一部変更になります

国の税制改正に伴い、平成27年度から三輪および四輪以上の軽自動車の税率が別表のとおり一部変更になります。

また、平成28年度からグリーン化(排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置)を進める観点から新車の新規登録(今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに

登録すること)より13年を経過した三輪および四輪以上の軽自動車については、重課税率が適用されます。

#### ◆エコカー減税について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車の新規登録をした環境性能の優れた車両については、その性能に応じて平成28年度分の軽自動車税の税率が軽減されます。

#### ◆別表

区分	税率(年税額)		
	平成27年3月31日までに新車の新規登録をした車両 ※1	平成27年4月1日以後に新車の新規登録をした車両 ※2	新車の新規登録から13年を経過した車両 ※3
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用・営業用	5,500円	6,900円
	乗用・自家用	7,200円	10,800円
	貨物用・営業用	3,000円	3,800円
	貨物用・自家用	4,000円	5,000円

※1 平成27年3月31日までに新車の新規登録をした車両については、従前の税率が適用されます  
 ※2 平成27年4月1日に新車の新規登録をした車両：平成27年度から課税  
 平成27年4月2日以後に新車の新規登録をした車両：平成28年度から課税  
 ※3 平成28年度から重課税率が適用されます(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被牽引自動車を除く)

☎(70)0321

### 水稲用育苗箱回収の実施

農村環境の保全と農業の健全な発展のため、不用となった水稲用育苗箱の回収を予定しています。各自で直接搬入してください。

▶回収日時 = 6月1日(月)9時～11時30分、13時～15時30分

※回収日以外は受け付けしませんのでご注意ください

▶搬入場所 = 農村環境改善センター いずみの里

☎(70)0345

### 農業振興地域整備計画変更申請の受付

農業振興地域整備計画(農用地利用計画「農振除外」)変更申請を受け付けします。

- ▶受付期限 = 5月29日(金)
  - ▶受付場所 = 産業振興課
  - ▶計画変更の承認予定 = 平成28年3月頃
- ☎(70)0345

### 納税は口座振替を

口座振替は一度手続きをすれば、納付のために市役所や金融機関の窓口に向いて納税する手間が省け、現金を持ち歩く必要が無く便利で安全です。申込書は市内金融機関、市役所税務課、白里出張所にあります。

また、国民健康保険税は、税務課の窓口で、キャッシュカードだけで口座振替の申し込みができる口座振替受付サービスを実施しています。

詳細は問い合わせください。  
▶口座振替可能な金融機関  
千葉銀行・京葉銀行・千葉興業銀行・みずほ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・JA山武郡市・ゆうちょ銀行など  
▶キャッシュカード口座振替受付サービス利用可能金融機関  
千葉銀行・京葉銀行・千葉興業銀行・ゆうちょ銀行  
☎(70)0323

けている方は対象となりませるのでご注意ください  
※障害の等級などによっては対象とならない場合がありますので、詳しくは問い合わせください

▼申請に必要なもの  
・身体障害者手帳等をお持ちの方  
・身体障害者手帳等、運転免許証、自動車検査証、納税通知書、印かん

▼申請場所 税務課  
▼申請期限 軽自動車税の納税通知書、印かん  
※申請の受け付けは納税通知書の発送後となります  
☎(70)0321